

**平成25年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）**

紛争管理論

問1

ヴィヴィアン・バーは、社会構築主義に関する彼女の著書の中で、社会構築主義とは本質主義ではないと述べていますが、この意見を調停のナラティブ理論に適応するとどのようなことが言えますか？

問2

修復的司法が主張する能動的恥付について説明し、修復的司法と現行の刑事司法制度の関係についてあなたの意見を述べてください。

問3

調停の技法の中心は、当事者の主張を調停人が言い替える点にありますが、この言い替えについて、知っていること、考えていることを述べてください。

問4

しばしば、調停は「合意さえ調達すれば良いわけではない」と言われます。では、いわゆる対話促進型調停モデルにおいて、どのような目標を設定して活動すべきであるか、特に合意内容との関係においてあなたの考え方を説明して下さい。